

個人事業者の事業承継の取扱いについて
(高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金)

(令和3年5月分の例)

パターン	事業承継日(=開業日)による分類	対応方法
1	令和3年5月1日までに事業承継され開業した者	【申請者=事業承継後の事業者 とする】 創業特例によるか、又は「事業承継前の事業者の令和元年又は令和2年の5月の売上」を令和元年又は令和2年の5月の売上とみなす。 ※事業承継されたことがわかるもの(親族関係を証するもの、事業譲渡の契約書、資産の譲渡や賃貸借にかかる契約書等の写しなど)
2	令和3年5月2日から31日までの間に事業承継され開業した者	【申請者=事業承継後の事業者 とする】 事業承継前の事業者の「令和元年又は令和2年の5月の売上」を令和元年又は令和2年の5月の売上とみなす。 なお、令和3年5月の売上については、事業承継前後それぞれの事業者の確定申告書類など経理帳票を合算するものとする。
3	令和3年6月以降に事業承継され開業した者	【申請者=事業承継前の事業者 とする】 通常の手続きにより申請を行う。 なお、誓約書に記載の「今後も事業を継続します」については、後継者に事業承継することも含めているものとして取り扱う。

※令和3年6月分も上記の取扱いに準じるものとします。